訪問介護重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社YOLO'S
主たる事務所の所在地	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505
代表者 (職名・氏名)	代表取締役 梅津 杏奈
設 立 年 月 日	令和2年11月6日
電 話 番 号	092-710-5295

2. 事業所の概要

事業所の名称	よろーず	
事業所の所在地	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505	
電 話 番 号	092-710-5295	
F A X 番 号	092-710-5296	
指定年月日・事業所番号	令和5年 10月1日指定	4070905155
通常の事業の実施地域	福岡市・那珂川市・春日市・大野	城市・糟屋郡

3. 運営の方針

- ・ 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、 地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの 提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 1 身体介護
 - ① 排泄·食事介助
 - ② 清拭・入浴、身体整容
 - ③ 体位変換、移動·移乗介助、外出介助
 - ④ 起床及び就寝介助
 - ⑤ 服薬介助
 - ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前9時から午後18時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能 な体制をとります。

6. 事業所の従業者の体制

(令和5年10月1日現在)

助红	ŕ	営勤	非常勤			
職種	専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人	0人				
サービス提供責任者	1人	0人	0人	0人		
訪問介護員	3人	0人	0人	0人		

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

			加		算				利用料	利用 者 負担 額	算	定	回	数	等
緊	急	時	訪	問	介	護	加	算	1,000円	100 円	1回	の要詞	青に対	して	1回
初			口		加			算	2,000円	200 円	初回	のみ			

- ※ ①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者(②に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の 90/100 となります。
 - ②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の85/100となります。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者 が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等 が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問 介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介 護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

(1) 交通費について

実施地域外から片道1キロメートル以上 30円

(2) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日 10 時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日 10 時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の24時間前までに	4年 471
ご連絡頂いた場合	無料
ご利用日の24時間前までに	利用者負担金の100%の額
ご連絡頂けなかった場合	

(3) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたしますので15日までにお支払ください。 お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振込、現金払いの中から ご契約の際に選択できます。

引き落とし〔銀行・郵便局〕・銀行振込・現金払い

8. ヘルパーの禁止行為

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス (大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行 為

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様と します。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報について はその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案の ためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又 はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速や かに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医療機関の名称 氏名	
利用者の主治医	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名 (利用者との続柄)	
(家族等)	電話番号	

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援 専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1)事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	092-710-5295
	受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後18時
	休日	祝日及び12月29日から1月3日
	担当者名	屋形さやか

(2) その他苦情申立の窓口

	福岡県介	護保険広域連合粕屋支部	電話	092-652-3111
	東区	福祉・介護保険課	電話	092-645-1069
	博多区	福祉・介護保険課	電話	092-419-1081
学 棒 <i>巫</i> / H W II	中央区	福祉・介護保険課	電話	092-718-1102
苦情受付機関	南区	福祉・介護保険課	電話	092-559-5125
	城南区	福祉・介護保険課	電話	092-833-4105
	早良区	福祉・介護保険課	電話	092-833-4355
	西区	福祉・介護保険課	電話	092-895-7066

当事業所では地域にお住まいの方を第三者委員会に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいてます。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 福岡フォワード法律事務所 秀﨑

●提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 • 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が15日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3)自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

- ①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了する ことができます。
- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者の利用料等の支払いが1ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも 拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難 いほどの背信行為を行った場合

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。 年 月 日 令和 事 業 者 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション 505 株式会社 YOLO'S 代表取締役 梅津 杏奈 印 契約の締結に当たり、前記のとおり説明を受けました。 利 用 者 住 所 (代筆者 家族の署名 住 所 印 氏 名 代 理 人 住 所 氏 名 即 令和 年 月 日

> 事業所 よろーず 所在地 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505 サービス提供責任者

> > 内容説明者 印